

町内会館移転期間の延長について

令和6年11月29日
原町内会

町内会館建て替替え工事に伴い、町内会事務所を下記の通り移転延長いたします。

記

1. 移転期間
延長 令和6年12月11日(水)～令和7年1月25日(土)
なお、工事の進捗状況により日程の変更があります。
2. 移転場所 本鵜沼市民の家(竹の間) 藤沢市本鵜沼3-9-9
3. 窓口開設 毎週月曜日、水曜日、金曜日
4. 開設時間 午前10時～15時(昼休み時間12時～13時とします)
なお、開設日が祝祭日の場合は休館とします。
5. 電話番号 070-2300-6279
6. 会館利用 工事期間中の会館利用はできません。
なお、会館の代替施設として本鵜沼市民の家が利用できます。
7. 利用方法 利用者が自ら本鵜沼市民の家に出向き、玄関に備えつけの利用簿に
部屋の空き状況を確認の上申込願います。
8. その他 会館移転中のゴミ袋販売は中止とさせていただきます。

原町内会のHPは
こちらから

